

静岡県大井川広域水道企業団総合評価落札方式試行要領

1 目的

この要領は、静岡県大井川広域水道企業団（以下「企業団」という。）が所管する建設工事において、入札者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案（以下「技術提案」という。）を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共工事の品質を高めることを目的に、価格と技術提案等を合わせ総合的に評価し、受注者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

2 適用範囲

この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）を加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事にあって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (4) その他、企業長が総合評価落札方式に基づき執行することが適当であると認める工事

3 総合評価審査委員会

総合評価落札方式の実施に関する事項の審査を行うため、学識経験者と企業団職員から構成される総合評価審査委員会を設置する。なお、委員会の設置及び運営等は別に定める。

4 学識経験を有する者の意見の聴取

企業長は、総合評価落札方式の実施にあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年 政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定により、次の場合について、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとし、この場合、地方自治法施行規則（昭和 22 年 内務省令第 29 号）第 12 条の 4 に基づき、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) (1) の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

5 入札公告・入札通知

企業長は、総合評価落札方式を実施しようとするときは、地方自治法施行令（昭和 22 年 政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 又は 12 第 2 項、静岡県大井川広域水道企業団会計規程第 39 条、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき公告又は通知しなければならない事項のほか、次の事項について公告又は通知する。

ア 当該工事が総合評価落札方式であること

- イ 技術提案等の採否については、入札参加確認通知と併せて通知すること
- ウ 提出資料及びそれに関するヒアリングの有無
- エ 技術提案等で求める性能、機能、技術等の要求要件（以下「技術的要件」という）及び評価基準
- オ 評価の方法及び落札者の決定方法
- カ 採用された技術提案等が受注者の責により履行されなかった場合の取り扱い

6 落札者決定基準

- (1) 企業長は、建設工事に関する入札に当たり、総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち、価格と性能等が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。
- (2) 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

7 評価基準

評価基準は、性能等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

各評価項目は、工事特性等に応じて定める。

(2) 得点配分

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。

イ 入札者からの技術提案等が発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与える。

ウ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

8 評価の方法

価格及び性能等に係る評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札価格が、「静岡県大井川広域水道企業団低入札価格調査制度による調査等実施要領」に規定する調査基準価格の算定方法による調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を評価算定上の入札価格として算出する。

9 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札に係る性能等が、入札公告又は入札通知において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしていること。

- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 技術提案の審査

企業長は、技術提案書等が提出された場合は、これを審査する。なお、当要領4の（2）に該当する場合は、学識経験者より意見聴取を行うものとする。

11 技術提案の採否通知

- （1）技術提案の採否通知は、制限付き一般競争入札の場合は入札参加資格確認通知と併せて行うものとする。また、指名競争入札の場合は指名通知と併せて通知するものとする。
- （2）技術提案が適正と認められない場合はその理由を記載するものとする。

12 技術提案の採否に対する説明等

- （1）技術提案が適正と認められない旨の通知を受けた者は、企業長に対し通知の日の翌日から5日間（休日を除く）、但し、設計額5千万円未満の場合及び入札後審査型において入札参加資格不適格とされた場合は3日間（休日を除く）は説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとし、郵送等によるものは受け付けないものとする。
- （2）企業長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5日以内に書面により回答するものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月18日から施行する。